

尺度の推意について
—法助動詞の語用論的分析—

山本英一（関西大学）

1 はじめに

本論では、語用論の中心的テーマの一つである〈推意〉の問題を取り上げ、英語の法助動詞の意味分析に適用する。〈推意〉の中でも、《尺度の推意》と呼ばれる一群の言外の意味は、これまでも語彙項目間の語用論的關係を支えていることが指摘されている。今回の議論は、① 正規の法助動詞と迂言的な法助動詞の相補的な意味の分布に、《尺度の推意》が関わっていること、② 従来指摘されているよりも一般性の高い（意味論的）尺度が存在し、ニュアンスの違いを生み出す背景に、これらの尺度が関与している可能性があること、以上2点を明らかにしようとするものである。

2 言外の意味と推意

2.1 言外の意味

いわゆる言外の意味には、〈論理的含意〉、〈推意〉、〈前提〉の3つがあると言われる。¹ 例えば、(1) a. が真である状況においては、必ず(1) b. も真となる。このように、命題Aから論理的に必ず導き出される命題Bは〈論理的含意〉と呼ばれる。

- (1) a. All of the boys went to the party.
b. Some of the boys went to the party. ((1) a. の〈論理的含意〉)²

一方、話し手の発話をもとに、聞き手が文脈に沿って推論を行なうことによって得られる意味を〈推意〉と呼ぶ。例えば、次のBの発話から、「(私にはカタリーナという名の娘が確かにいるけれども、)美しくて貞淑な娘はいない」という〈推意〉が得られる。これは、先行するAの発話や、AとBの間柄といったような文脈的要素に基づいた、聞き手側の推論によって初めて得られるものなのである。

- (2) a. A: Have you not a daughter called Katherina, fair and virtuous?
B: I have a daughter, sir, called Katherina.³
b. I don't have a fair and virtuous daughter.

また、(3) a. のような発話が意味を成すためには、(3) b. が〈前提〉として必要である。

- (3) a. I wonder what you are thinking.
b. You are thinking about something.

この3つのうち、文脈を考慮しなければならないという点において、〈推意〉はすぐれて語用論的意味とすることができる。〈推意〉は〈論理的含意〉とよく似ているように見えるが、その内容をキャンセルできないものが〈論理的含意〉であり、逆にキャンセルしても不自然にならないものが〈推意〉である。

- (4) a. All of the boys went to the party.
 b. Some of the boys went to the party.
 c. ? All of the boys went to the party. In fact, some of them didn't.

(4)c.の後半部分は、この〈論理的含意〉を否定しているために、「みんなパーティに行ったが、何人か行かなかった」という論理的矛盾を生じてしまうのである。一方、例(2)のBの発話に続けて、次のように言ったとしよう。

- (5) And yes, I have a daughter fair and virtuous indeed.

これは、〈推意〉を打ち消す内容ではあるが、論理的矛盾をきたすわけではなく、一般に容認可能な発話と判定される。

2.2 尺度の推意

〈推意〉の中には、ある種の尺度を介した推論によって得られるものもある。

- (6) a. John has three cows.
 b. John has *only* three cows and no more.
 c. John has three cows, in fact ten. ⁴

Grice (1975) は会話を支配する公理の一つとして〈量の公理〉を提案しているが、これに従えば、「4頭以上ウシを飼っている」ことが分かっているならば、話し手は初めからそのように言うことが期待されている。

- (7) 量の公理： ① 会話の目的に見合うだけの情報を提供せよ。
 ② 必要以上の情報を提供してはならない。⁵

(6) a. から (6) b. が推論されるのは、この公理が働いているからである。

一般に、数や量を話題にしているときには、次のような尺度 (scale) が想定される。

- (8) 〈A, …… , B〉

もし、発話の一部としてBが選ばれるならば、グライスの〈量の公理〉に従い、「Aではない」という〈含み〉が伝わる。この含みが《尺度の推意》と呼ばれるものである。⁶

- (9) 尺度の推意：① 〈A, …… , B〉という尺度が想定される場合、
 ② もしBならば、Aではない。(If B, then ~A)

先の(6) a. においては、次の(10)のような尺度を介して(6) b. が得られるが、(6) b. は〈推意〉なのでキャンセルすることができる。(6) c. が許されるのは、そのためである。

- (10) 〈……, 10, 9, 8, 7, 6, 5, 4, ③, ……〉

上の例だけを見ると、尺度の目盛りの方向は一定であるかのような印象を与えてしまう

が、実際は場面によって異なる。

- (11) a. I've got \$100 in the bank, in fact I've got \$200.
b. Linford Christie can run 100m in 9.9 seconds, in fact he can run it in 9.8. ⁷

(11) a. は、(6) c. の場合と同じで、目盛りは左から右へ降順になっている (= (12) a.) 。一方、(11 b) では、反対に昇順である (= (12) b.) 。

- (12) a. <.... 200, 199, 198, ... , (100),>
b. <..... 9.7, 9.8, (9.9), 10.0, ...>

このように、〈推意〉を生み出す尺度の目盛り自体、文脈によって変化しうる語用論的基準であることに注目しておく必要がある。⁸

2.3 さまざまな尺度

尺度を構成する典型的な例は、これまでに見たように、数や量を対象とするものと言える。しかし、目盛りを無限に広げることが可能な数・量でなくても、比較すべき二つの要素 A/B さえ存在すれば、尺度は成立する。実際に、これまでも、〈推意〉を説明するために、いくつかの尺度が提案されている。数量詞 some と all が、その一例である。⁹

- (13) a. Some people here believe in God, in fact all of them do.
b. <all, some>

(13) a. の前半部分からは、「必ずしも皆が神の存在を信じているわけではない」という〈推意〉が得られるが、後半部分が示している通り、これはキャンセルされ得る。このことは、all が上位に位置する (13) b. のような尺度の存在を意味していると言える。

また、例文 (14) a. は、(14) b. のような尺度の存在を示唆している。

- (14) a. You can get them in Harrods or Selfridges --- whichever is more convenient.
b. <and, or>

すなわち、A or B (ここでは、「ハロッズかセルフリッジのいずれか」と言うとき、~ (A and B) (ここでは、「ハロッズとセルフリッジの両方というわけではない」という〈推意〉が引き出されるが、(14) a. の後半部分 (「どちらでも便利な方で」) によって、この意味がキャンセルされているのである。

また、尺度は語彙項目に限定されるわけではない。目盛りとして、一般的な意味概念を設定することも可能である。例えば、名詞句の定性 (definiteness) も尺度を構成していると考えられる。

- (15) a. Steven: Wilfrid is meeting a woman for dinner tonight.
Susan: Does his wife know about it?
Steven: Of course she does. The woman he is meeting is his wife. ¹⁰

b. <定、不定>

Steven の最初の発話で用いられた不定名詞句 *a woman* からは、その女性が聞き手との間では特定できない、すなわち定名詞句では指示できないという〈含み〉が伝わる。ところが、Steven の 2 回目の発話は、これを論理的矛盾を生じることなくキャンセルすることに成功している。¹¹ つまり、「不定 → ~ 定」という推論の後件の部分 (~ 定) は、〈推意〉であり、そこには (15) b. のような尺度が介在していることになる。

このように、言語現象の中には、尺度を想定することにより、〈推意〉と呼ばれる言外の意味を合理的に説明できるものが幾つかある。そこで、次節では、英語の正規の法助動詞と迂言的な法助動詞のペアをいくつか取り上げ、従来から指摘されている意味の差異が、尺度と、そこから生まれる〈推意〉と関係していることを明らかにしたい。

3 英語の法助動詞と尺度の推意

3.1 *will / be going to*

まず、次の例を考えてみよう。

(16) a. The rock will fall.

b. The rock is going to fall.

Binnick (1983:3) が〈省略的〉という表現で指摘するように、*will* を含む (16) a. には、条件節が隠れているような響きがある。実際のところ、必要に応じて、(17) のように条件を明示することも可能である。

(17) The rock will fall if you pull the wedge out from under it.

ところが、*be going to* を含む (16) b. は、例えば、現実に岩が崩れ落ちる兆候を踏まえて用いられるのが普通で、(18) のように不確定な条件が加わると、不自然な文になってしまうと言われる。¹²

(18) ? The rock is going to fall if you pull the wedge out from under it.

つまり、*will* は〈条件的未来〉（または〈仮定的未来〉）を表わすのに対して、*be going to* は、現実に基づいた予測という意味で、〈現実的未来〉を表わしていると言える。¹³

このような意味の区別は、一人称を主語とする意志未来の表現にも基本的に当てはまる。

(19) Can somebody visit John tomorrow?

a. I will visit him.

b. I am going to visit him.

いずれも「私がジョンの所へ行きます」という意味だが、(19) a. は相手に問われたのを契機に行くことを決断したのに対して、(19) b. では予め行く計画を立てていたというニュアンスがあると言われる。つまり、「ジョンを訪問する」という行為について、*be going to*

を用いる場合は、発話の時点に、話し手の意識の中で既に確定しているが、will の場合は 未だ確定していないのである。既に確定している計画に基づいて未来を語る前者は〈現実的未来〉であり、未だ確定していない内容を予見する後者は、〈非現実的未来〉または〈仮定的未来〉と見なすことができるだろう。

さて、同じ未来を語るにしても、曖昧模糊とした予想を述べるのではなく、条件さえ満たせば、現実味のある内容を述べる方が望ましい。¹⁴ したがって〈現実的未来〉と〈仮定的未来〉とは、次のような尺度を構成していると考えるのが自然である。

(20) 未来の尺度：〈現実的未来、仮定的未来〉

実際のところ、次の例は、この尺度の存在を裏づけるものである。

(21) A: Can somebody visit John tomorrow?

B: I will visit him, in fact, I was already intending to. ¹⁵

助動詞 will (= 〈仮定的未来〉) を使用することからは、その内容が予め計画されたものではない (= ~ 〈現実的未来〉) という〈推意〉が引き出される。「実はジョンの所へ予め行くつもりにしていた」というBの発話の後半部分は、この《尺度の推意》をキャンセルしているのである。

3. 2 could / was (were) able to

助動詞 can と be able to は、いずれも〈能力〉を表わすが、過去形になると、次の例が示すように、意味の違いが明白になる。

(22) a. ? I ran fast, and could catch the bus.

b. I ran fast, and was able to catch the bus. ¹⁶

could は「能力を潜在的に有している」ことを表わすのに対して、was (were) able to は、その能力が顕在化して、実際に行為が成立したことを表わすと言われる。¹⁷ (22) は、一生懸命走った結果、バスに間に合ったのかどうかを知りたい場面である。そこで、潜在的な能力に触れるだけでは、行為に成功したかどうかは不明で、情報としては不十分である。(22) a. が不自然なのは、そのためである。

つまり、行為に注目している場面では、可能な限り、目に見える形で実現された能力を優先的に伝達すべきなのである。したがって、仮に could が表わす能力を〈潜在的状態〉、was (were) able to が表わす能力を〈顕在化行為〉と呼ぶとするならば、この二つの意味要素は、〈顕在化行為〉が上位にある、次のような尺度を構成していると考えられる。

(23) 能力の尺度：〈顕在化行為、潜在的状態〉

この尺度にしたがうならば、〈潜在的状態〉について触れた(22) a. は、~ 〈顕在化行為〉(すなわち、「バスに乗らなかった」という〈推意〉)を伴うことになり、不十分な情報であるばかりか、行為に焦点をあてた発話としては不適切と見なされることになる。

ただし、これまでの例と同じように、〈推意〉がキャンセルされ得ることは、次の例が示す通りである。

(24) "The critical point," Army spokeswoman Paige Eversole said last week, "is that these women were trained for whatever contingency they encountered. They could and did fire their weapons where necessary. (*Time* 01/15/1990)

ここでは、訓練の結果、女性の兵士たちが武器を使用する能力を身につけていたばかりか、実際に行使したことが述べられている。つまり、did fire は、could fire から生じる「実際には武器を行使しなかった」という〈推意〉を打ち消す役割を担っているのである。¹⁸

3.3 must / have to

一般に、義務を表わす must と have to の区別は、その義務が話し手に由来するものかどうかにかかっているとされる。例えば、Leech (1987:83) の説明にもあるように、

(25) a. You must save money to buy a house. (= 'I'm telling you')

b. You have to save money to buy a house. (= 'This is the general rule')

must を使った場合、「家を買うために君は貯金をしなければならない」と思っているのは話し手自身であるが(= (25) a.)、have to を使った場合には、話し手以外の場所(例えば、規則や常識)から義務が生じている(= (25) b.)。つまり、must は話し手の主観的理由に基づいているのに対して、have to には客観的な理由・動機があるのである。ここでは、must が〈主観的義務〉、have to が〈客観的義務〉を表わすものとして議論を進めることにする。¹⁹

must には主観的ニュアンスと同時に、Quirk *et al.* が指摘するように、話し手が権力を行使しているという響きもある。²⁰ 例えば、諜報活動を始める前に、上司が部下に向かって命令を発している次のような場面には must がふさわしい。

(26) Within ten days you must know its contents by heart. The knowledge you retain may save your life. (J. Archer: *Honour among Thieves*)

このように、上下関係がはっきりしている組織においては、上司が必要だと考える内容が、そのまま命令として通用する。上司は、何か特別な理由がない限り、自らが必要と考える内容を部下に課する絶対的な権限をもっているわけである。したがって、少なくともその場面には、〈主観的義務〉が〈客観的義務〉に優先する(27)のような尺度が存在しているはずである。

(27) 義務の尺度：〈主観的義務、客観的義務〉

併せて、次の例を考えてみよう。

(28) Someone will have to do the shopping. ²¹

これも、上下関係がはっきりしている二人の間で、上司が部下に向かって言った言葉であ

る。Leech (1987) は、この発話を「エチケットの方策にしたがい、話し手が間接的に関わっていることを示唆するもの」と説明している。²² しかし、なぜ〈間接的な〉響きをもち得るのかについての詳しいメカニズムには触れられていない。本論の趣旨にしたがえば、これは次のように説明できる。

- (29) a. 〈客観的義務〉を表わす have to を用いることにより、～〈主観的義務〉、すなわち「話し手個人に由来する拘束はない」という〈推意〉が得られる。
b. 主語には someone が用いられているが、文脈上、買物ができる立場にあるのは聞き手に限られており、命令は聞き手に向けられていると推定される。
c. 発話者は聞き手に対して絶対的な権力を有していることは明らかで、主観的義務を課しているわけではないという《尺度の推意》は、(明示的な発話によってではないけれども) 文脈上キャンセルされているに等しい。
d. したがって、あえて have to を用いることによってプライベートな色彩が薄まり、someone を使った分だけ直接的な響きが弱まり、結果として間接的でソフトな(したがって、丁寧な)口調になっているが、〈命令〉であることには変わらない。

以上は、聞き手の立場から発話理解のプロセスを解析したものである。一方、話し手の立場からは、優位な地位を利用した押しつけがましい要求にならぬよう、一連のプロセスを予め計算した結果、(28)の発話を選択したということになるだろう。いずれにしても、(27)のような尺度を想定して初めて、Leech が言うような、間接的で丁寧なニュアンスを説明することができるのである。²³

4 まとめ

本論では、正規の法助動詞と迂言的な法助動詞の意味的対立から生じるニュアンスの違いについて、《尺度の推意》という観点から分析を試みた。筆者の知る限り、法助動詞の意味を、明確に尺度と結びつけて説明した例は、これまでにない。しかし、このアプローチには、少なくとも次に述べるような二つの利点が考えられる。

まず、第一に、尺度の目盛りとして現れた要素、例えば〈主観(性)〉〈客観(性)〉〈現実(性)〉〈仮定(性)〉などは、一般性の高い意味要素であり、それゆえに、法助動詞の問題に限らず、発話に関わるさまざまな現象の説明にも応用することが可能な点である。近年、語用論の問題を扱う場合に、「文脈的效果を高める情報を選択せよ」をスローガンにした〈関連性理論〉に依存する傾向が益々強まりつつある。²⁴ しかし、すべての言語現象が〈関連性〉に還元できるわけではなく、例えば〈尺度〉のような要因を導入することによって、より精度の高い意味論・語用論を目指す試みは重要だと思われる。²⁵

第二の利点として、《尺度の推意》は、正規の法助動詞と迂言的な法助動詞の間に見られる文脈上の意味の揺れを説明できることである。例えば、(28)でも見たように、have to は must に比べて婉曲な響きがあると言われる。²⁶ しかし、場合によっては、相手を抜き差しならぬ状況に追い込むことによって、強い義務を表わすこともある。

(30) a. I order it and you have to do it; that is my last word.

- b. 〈客観的義務、主観的義務〉

(30) が発話された場面では、何らかの理由で (30 b) のような尺度が想定されていると考えられる。²⁷ これによると、「これは私の命令だ (=主観的義務)」という前半の部分からは、「第三者による拘束はない (=客観的義務)」という意味が推論される。have to は、この〈推意〉をキャンセルしており、結果として、聞き手の行動が、主観的にも客観的にも拘束されていることを伝える形になっている。個々の事例を見ていくと、have to は一方で婉曲な義務を表わし、他方で強い義務を表わしていると説明せざるを得ないが、このように、尺度から事態を眺めると、そのような相矛盾する説明を避けることができるのである。

どのような状況で、いかなる尺度が存在するのかを明らかにするためには、さらにデータを検討する必要がある。個々の事例についての詳細な報告は、今後の課題としたい。

注

- 1 それぞれ、entailment、implicature、presupposition の訳語である。
- 2 Levinson (1983) を参照のこと。
- 3 Thomas (1995: 69) より引用。
- 4 Levinson (1983:115) より引用。
- 5 詳しくは、Grice (1975: 45-46) を参照のこと。
- 6 尺度の推意については、詳しい分析が、例えば Gazdar (1979) にある。
- 7 Grundy (1995:43) より引用。
- 8 《尺度の推意》としてあげた例に人為的な響きがあるかも知れないが、実際に用いられた例を一つ引用しておく。
You are welcome to go through this. It's perfectly organized. I have a great paralegal, two actually. (《尺度の推意》: I have only one great paralegal and no more.) (J. Grisham: *The Rainmaker*)
- 9 例文 (13) (14)、及び《尺度の推意》を利用した言語現象の説明に関しては、Grundy (1995: 45-46) を参照のこと。
- 10 考え方の詳細については、Leech (1983:90-93) を参照されたい。
- 11 この発話が成立する大前提として、Wilfred には妻がいることを、Steven と Susan の双方が了解している必要がある。したがって、Steven の言い回しがミスリーディングであることは否めない。このように「嘘ではないが不誠実な発話」という点が、尺度の推意をもたらず発話の特徴と言えるだろう。
- 12 例えば、Haegeman (1989:299) の指摘を参照のこと。
- 13 will と対比して、be going to の意味を「現在 (に発端のある出来事) が未来に実現する」(Leech 1987:59) とか、「現在指向の表現」(cf. Nicolle 1997) などと定義する諸研究家の試みも、結局のところ、〈仮定的未来〉と〈現実的未来〉の対立に還元できるのではないかと思われる。
- 14 同じ趣旨の議論が Nicolle (1997:370) にある。
- 15 Nicolle (1997:376) より引用。

- 16 Palmer (1990:93) より引用。
- 17 was (were) able to と could の意味的対立は、例えば〈現実性 (actuality)〉 / 〈可能性 (possibility)〉 (Palmer 1990:93) とか、〈達成行為 (fulfilled action)〉 / 〈潜在行為 (potential action)〉 (Quirk et al. 1985:232) というような概念で説明されている。
- 18 事態の困難さに関するニュアンスは欠けるけれども、隠れていた能力が顕在化したという意味においては、did も was (were) able to do と同じ働きをしていると見なされる。
- 19 例えば、〈主観的〉 / 〈客観的〉 (Leech 1987:82-83)、〈外的 (external)〉 (Palmer 1990: 114)、〈話し手指向 (speaker-orientation)〉 (Tregidgo 1982:81) など、さまざまな術語で意味の違いが説明されているが、ここでは議論を分かりやすく進めるために、〈主観的〉 / 〈客観的〉という用語に統一しておく。
- 20 Quirk et al. (1985:226-227) の記述を参照されたい。
- 21 Leech (1987:79) を参照のこと。
- 22 同上。
- 23 ここでは、紙面の都合で、話し手と聞き手の上下関係が明確な場合だけを検討するに留めておく。しかし、尺度との関係で、興味深い(と同時に扱いにくい)資料を提供してくれるのは、むしろ上下関係が存在しない、あるいは不明瞭なケースである。その場合、(11 a)(11 b) で見たように、意味や場面に応じて、尺度の目盛りが逆転することが予想される。この点についての詳細は、別の機会にまとめることとしたい。注27も参照されたい。
- 24 Sperber and Wilson (1986)、Blakemore (1992) を参照のこと。
- 25 関連性の理論では、発話理解にかかる〈労力〉と、発話から得られる〈報酬〉の相関関係から〈関連性〉の度合いが定義される。すなわち、〈労力〉が一定ならば、〈報酬〉の多い発話の方が関連性が高く、反対に〈報酬〉が一定ならば、〈労力〉の少ない方が関連性の高い発話と見なされる。
- 例えば、次の B1 の返答の主旨は B2 と同じである。

A: Can he be trusted?

B1: He's been on the payroll for fifteen years, and his third wife is proving rather expensive. (adapted from J. Archer: *Honour among Thieves*)

B2: Yes, he can.

発話理解にかかる〈労力〉は B1 の方が大きいですが、そこから得られる情報量、すなわち〈報酬〉は B2 よりもはるかに多い。この場合、〈報酬〉が〈労力〉を上回る B1 の方が、関連性の高い発話と見なされることになる。しかし、この例のように、〈報酬〉と〈労力〉の両方が《変数》になっている場合、両者の重みを比較する基準が曖昧かつ恣意的であると言わざるを得ない。

尺度の推意を用いると、この点が合理的に説明できる。つまり、陳述に関わる一般則として、次のような尺度を想定するのである。

陳述の尺度：〈客観的陳述、主観的陳述〉

「彼は信頼できるか」という問いに対して、B2のように答えた場合、これは基本的に話者の判断である。したがって、ここからは、陳述の尺度により、客観的証拠の不在が推論され、陳述としての信頼度が低くなるのである。より説得力のある陳述を行うためには、個人的見解ではなく、可能な限り、客観的証拠を相手に提供しなければならない。上の B1 は、Grice の言う〈量の公理〉と、陳述の尺度に沿った発話で、「15年間雇われており、3人目の妻が浪費家である（という客観的事実）から、彼は信頼ができる（＝組織を裏切ることはない）」という意味を伝達しているのである。発話理解にかかる〈労力〉が大きいはずの B1 のような発話の存在意義は、むしろ尺度遵守にあると考えられる。

26 この点については、Jacobsson (1979:308) も参照のこと。

27 議論の都合上、上下関係が明確な例を引き合いに出し（＝例文(26)）、それに基づく尺度を提案したが（＝(27)）、これは、むしろ例外的なケースで、典型的な義務の尺度は、ここで述べた〈客観的義務、主観的義務〉の方かも知れない。

参考文献

- Binnick, R. I. (1972). *Will and be going to* II. CLS 8. 3-9.
- Blakemore, D. (1992). *Understanding Utterances: An Introduction to Pragmatics*. Oxford: Blackwell Publishers.
- Bouma, L. (1975). On contrasting the semantics of the modal auxiliaries of German and English. *Lingua* 37. 313-339.
- Gazdar, G. (1979). *Pragmatics: Implicature, Presupposition, and Logical Form*. New York: Academic Press.
- Grice, H. P. (1975) Logic and conversation. In Cole, P. and J. Morgan (eds.) *Syntax and Semantics, Vol. 3: Speech Acts*. New York: Academic Press, 41-58.
- Grundy, P. (1995). *Doing Pragmatics*. London: Edward Arnold.
- Haegeman, L. (1989). *Be going to and will: a pragmatic account*. *Journal of Linguistics* 25. 291-317.
- Jacobsson, J. (1979). Modality and the modals of necessity *must* and *have to*. *English Studies*, vol. 60. 296-312.
- Leech, G. N. (1983). *Principles of Pragmatics*. New York: Longman.
- Leech, G. N. (1987). *Meaning and the English Verb. 2nd edition*. London: Longman.
- Levinson, S. C. (1983). *Pragmatics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Nicolle, S. (1997). A relevance-theoretic account of *be going to*. *Journal of Linguistics* 33. 355-377.
- Palmer, F. R. (1990). *Modality and the English Modals. 2nd edition*. London: Longman.
- Quirk, R., Greenbaum, S., Leech, G. & Svartvik, J. (1985). *A Comprehensive Grammar of the English Language*. London & New York: Longman.
- Sperber, D. and Wilson, D. (1986). *Relevance: Communication and Cognition*. Oxford: Blackwell.
- Thomas, J. (1995). *Meaning in Interaction: An Introduction to Pragmatics*. New York: Longman.
- Tregidgo, P. S. (1982). Must and may: demand and permission. *Lingua* 56. 75-92.